

令和7年(ネ)第3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) デニズ・[REDACTED]ほか1名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 国

答 弁 書

令和7年12月15日

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

被控訴人兼控訴人(一審被告)指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 川 勝 庸 史

訟 務 官 米 山 理

〒100-8973 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

出入国在留管理庁

法務事務官 迎 雄 二

法務事務官 日比野 嵩

法務事務官 石 山 祥 太 郎

法務事務官 長谷川 翔 太

〒108-8255 東京都港区港南五丁目5番30号

東京出入国在留管理局

入国審査官	亀	田	友	美
入国審査官	湯	本	麻	依
入国審査官	小	高	真	志
入国審査官	石	山	智	子
入国審査官	藤	谷	裕	太
入国審査官	太	田	玲	央
入国審査官	六	車		旦
入国審査官	椎	名	俊	介
入国審査官	佐	藤		圭
入国警備官	栗	原	英	樹
入国審査官	廣	川	一	己
入国審査官	古	川	佳	奈

〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766番地1

入国者収容所東日本入国管理センター

法務事務官	上	田	博	亮
法務事務官	杉	本		剛
入国警備官	内	山	讓	二

入国警備官	真	隅		賢
入国警備官	美	坂	一	幸
入国警備官	宮	本	勝	義
入国警備官	小	華	和	肇



第1	控訴の趣旨及び拡張された請求の趣旨に対する答弁	5
第2	一審被告の主張	5
1	はじめに	5
2	自由権規約9条1項及び入管法52条5項の解釈に関する一審原告らの主張 は誤りであること	6
(1)	入管法が原則收容主義を採用していることを是認した原判決は、その限り においては正当であること	6
(2)	「違法な在留活動の防止」は收容の目的として合理性・正当性を有しない 旨の一審原告らの主張は理由がないこと	8
(3)	仮放免の許可申請(延長許可の申請を含む。)の許否の判断における具体的 な考慮事項に係る原判決の判示は誤りである旨の一審原告らの主張は理由が ないこと	10
3	被收容者の健康状態が收容に耐えられないものであるか否かについて、庁内 の診療結果に依拠して判断するのは当然であること	12
4	一審原告デニズ收容1及び2に国賠法上の違法性はないとした原判決の判断 が正当であること	14
(1)	一審原告デニズの主張	14
(2)	一審被告の反論	15
5	一審原告サファリ收容1及び2に国賠法上の違法性はないとした原判決の判 断が正当であること	16
(1)	一審原告サファリの主張	16
(2)	一審被告の反論	17
第3	結語	20

被控訴人兼控訴人(一審被告)は、控訴人兼被控訴人ら(一審原告ら)の令和7年8月22日付け訴えの変更申立書及び同年9月5日付け訂正申立書による訂正後の控訴の趣旨、並びに控訴人兼被控訴人(一審原告)デニズ・XXXXXXXXXXにつき拡張された請求の趣旨に対する答弁をするとともに(後記第1)、一審原告らの同年8月22日付け控訴理由書(以下「一審原告控訴理由書」という。)に対し、必要と認める限度で反論する(後記第2)。

なお、略語は、本書面において新たに用いるもののほかは、被控訴人兼控訴人(一審被告)の令和7年8月19日付け控訴理由書(以下「一審被告控訴理由書」という。)の例による。

第1 控訴の趣旨及び拡張された請求の趣旨に対する答弁

- 1 一審原告らの本件各控訴をいずれも棄却する
- 2 一審原告デニズが当審で拡張した請求を棄却する
- 3 訴訟費用は、第一、第二審とも一審原告らの負担とする

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が一審被告に送達された後14日経過した時とすること
- を求める。

第2 一審被告の主張

1 はじめに

- (1) 一審被告の事実上及び法律上の主張は、一審被告が原審口頭弁論及び一審被告控訴理由書において主張したとおりであり、一審原告らの請求の一部を棄却した原判決は、その限りにおいて正当である。
- (2) これに対し、一審原告らは、一審原告控訴理由書において、一審原告らの

請求を一部棄却した原判決の判断に誤りがある旨を主張するが、その内容は、おおむね原判決が正当に排斥した原審における主張の繰り返しか、あるいは一審原告ら独自の見解に基づいて原判決を批判するものにすぎず、これらに理由がないことは、原審及び当審における一審被告の主張及び原判決の判示から明らかである。

したがって、一審原告らの各控訴は理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきであるが、以下、念のため、一審原告控訴理由書における一審原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

2 自由権規約9条1項及び入管法52条5項の解釈に関する一審原告らの主張は誤りであること

(1) 入管法が原則收容主義を採用していることを是認した原判決は、その限りにおいては正当であること

ア 原判決は、入管法の退去強制手続に関する諸規定を検討した上で、「入管法は、退去強制手続において、退去強制令書の発付を受けた者は、原則として所定の場所に收容されることを原則としているといえる」として、原則收容主義を採用していることを是認した(原判決47ページ)。

イ これに対し、一審原告らは、「入管收容においても身体の自由が原則であり、收容は例外であることは、自由権規約委員会的一般的意見35号(甲A28)及び国連恣意的拘禁作業部会の改訂審議結果5号(甲A35)に照らしても明らかである(一審原告控訴理由書3及び4ページ)などとして、「身体の自由が原則になるように入管法の条約適合解釈を行うか、それが条文上できない場合は入管法52条5項等が規約9条1項に反することを確認するよう求める」(同書面4ページ)と主張し、原判決が原則收容主義を前提としたことに関して、「3要件について、その具体的な意味内容の評価については、国際的な人権基準に則っているとは言い難い」(同書面9ページ)、「自由権規約9条1項に則り、入管法52条5項等を適合的に解釈

するのであれば、(中略)3要件については、原判決とは異なり、(中略)より厳格な要件として当てはめるべきこととなる」(同書面12及び13ページ)、原判決が「条約適合解釈をするのであれば、入管法は「原則收容主義」を採っていると解するのは矛盾である」(同書面20ページ)などと主張して、原判決を批判する。

ウ(ア) しかし、一審被告が、一審被告控訴理由書(12、16及び17ページ)で述べたとおり、国際慣習法上、外国人の入国及び在留の許否は、特段の条約等がない限り、国家が自由に決定することができるものとされており、自由権規約の規定もかかる国際慣習法を踏まえている。自由権規約9条1項の規定が締約国等において保護されるべきものと定める権利、利益が、我が国の裁判例において、前記のような入管法に基づく出入国在留管理制度の枠内において保護されるものと解されると判示されているとおり、入管法の規定による原則收容主義は、自由権規約9条1項に違反しない。

したがって、原判決が「在留活動の禁止という目的を達するためには、收容を原則とすることは必要不可欠な手段である」として原則收容主義を是認したこと(原判決48ページ)は、その限りにおいて正当であり、同主義を否定することを前提とする前記イの一審原告らの主張は、理由がない。

(イ) ただし、原判決が原則收容主義を是認しながら、逃亡や違法な在留活動のおそれがない者や送還の見込みがない者の收容は、恣意的拘禁の解釈に照らし許容されず、当然に自由権規約9条1項に違反する旨の解釈を採っている点(原判決49ページ)は、一審被告控訴理由書(18ページ)で述べたとおり、原則收容主義を定める退去強制制度と相容れないだけでなく、外国人が本邦において行おうとする活動が在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認

めないとする在留資格制度とも相容れないものであって、不合理である。

(2) 「違法な在留活動の防止」は収容の目的として合理性・正当性を有しない旨の一審原告らの主張は理由がないこと

ア 一審原告らは、原判決による3要件のうち合理性の判断の在り方について、原判決の示した「違法な在留活動の禁止」という目的(原判決50ページ)は過度に広範であり(一審原告控訴理由書22ページ)、「一般的意見35号及び改定審議結果5号からすると、入管収容において合理性が認められる余地のある目的は、①不法入国した者の身元を特定する目的(ただし短期間に限る)、②逃亡の防止、③他者に対する犯罪の危険又は国家安全保障に反する行為の危険の防止、に限られる。」(同書面24ページ)とした上で、在留資格のない者の就労の禁止は合理的な目的に当たらない旨主張する(同書面24及び25ページ)。

イ しかし、そもそも、退去強制対象者の収容が自由権規約9条1項の恣意的拘禁に当たらないというために、当該収容につき3要件を満たす必要があるとする原判決の解釈が誤りであることは、一審被告控訴理由書(19ないし21ページ)で述べたとおりである。

また、退去強制手続における収容の目的が、送還のための身柄の確保のほか、退去強制事由該当者の在留活動を事実上許容することを防止し、その在留活動を禁止するという点にもあることは、既に一審被告控訴理由書(24ないし26ページ)で述べたとおりであるから、当該目的について、送還のための身柄の確保(送還のための出頭の確保)のみならず、違法な在留活動の禁止にもあることを判示した原判決の判断は、その限りにおいて正当である。

そして、この点については、東京地方裁判所平成30年6月14日判決(平成29年(行ウ)第545号・判例秘書登載、乙A14)が、「原告については、平成24年3月28日退去強制令書の執行を受け、同日、仮放免許

可を受けたものの、「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」との仮放免条件に違反して本邦で稼働したこと、今回の本邦在留に当たり、他人名義の旅券を行使して本邦に不法入国したこと、これ以前にも、複数回にわたり、他人名義の旅券を行使して不法入国を繰り返していたことといった事情が認められ、その入国及び在留状況は、公正な出入国管理制度の秩序を乱す悪質なものというほかないし、この点についての原告の遵法意識は低いといわざるを得ない。以上からすると、逃亡の防止及び在留活動の禁止のいずれの観点からも、原告を収容する必要性は否定できない。」（乙A 14・14及び15ページ。下線は引用者による。以下同じ。）と判示しているほか、大阪地方裁判所令和元年5月29日判決（平成30年（行ウ）第107号ほか・公刊物未登載、乙A35）も、「原告は、平成13年9月13日退去強制令書の執行を受け、同日、仮放免許可を受けたものの、当該許可の条件を無視して、許可を受けることなく制限住居を離れ、13年以上もの長期間にわたり逃亡生活を続けたこと（中略）に加えて、今回の本邦在留以前にも他人名義の旅券を行使して本邦に不法入国し（中略）、前記逃亡生活中も就労資格を有しないにもかかわらず不法就労を続ける（中略）など、遵法精神が希薄であることに鑑みると、仮放免を許可された場合、逃亡するおそれがないということはできず、むしろ、逃亡するおそれがあるといわざるを得ないことは明らかである。また、前記のとおり原告のかつての入国状況や今回の本邦での在留状況に照らすと、公正な出入国管理制度の秩序の維持の観点から、原告の在留活動を禁止する必要性もあるといわざるを得ない。そうすると、逃亡の防止及び在留活動の禁止のいずれの観点からも、原告を収容する必要性は否定できないというべきである。」（乙A35・22及び23ページ）と判示しているように、我が国の裁判例は、在留活動の禁止が収容の必要性を基礎づけるものと解している。

以上によれば、前記アの一審原告らの主張は、独自の見解に基づくもの

というほかなく、理由がない。

(3) 仮放免の許可申請(延長許可の申請を含む。)の許否の判断における具体的な考慮事項に係る原判決の判示は誤りである旨の一審原告らの主張は理由がないこと

ア 一審原告らは、3要件のうち比例性に関する原判決の判断の在り方について、原判決が一審原告らの健康状態が収容に耐えられない状況にあったか否かを判断基準としたことに対し、「そもそも、原判決は「収容に耐えられない状況」であるか否かを比例性判断の基準としているように読めるが(中略)、「収容に耐えられない状況」、つまり生命や身体に重篤な障害が生じるほど健康状態が悪化してはじめて比例性を否定するのは遅きに失し、解放後も回復困難な健康被害を与えてしまいかねず、人道的に不相当である。」(一審原告控訴理由書61ページ)と批判し、比例性の要件における具体的な考慮事項に係る原判決の判示が誤りである旨主張する。

イ しかし、そもそも、退去強制対象者の収容が自由権規約9条1項の恣意的拘禁に当たらないというためには、当該収容につき3要件を満たす必要があるとする原判決の解釈が誤りであることは、一審被告控訴理由書(19ないし21ページ)で述べたとおりである。

ウ(ア) 他方で、仮放免の許可申請(延長許可の申請を含む。)の許否の判断において、当該被収容者の健康状態が収容に耐えられない状況にあるか否かが重要な考慮要素となり得ることは、一審被告としても前提とするところであり、これと同旨の見地に立つ限りにおいて、原判決の判断は正当である。

(イ) そして、このように、仮放免の許可申請の許否の判断において、当該被収容者の健康状態が収容に耐えられない状況にあるか否かを重要な考慮要素に据えて、入国者収容所長又は主任審査官の裁量権の範囲の逸脱又は濫用について検討することは、裁判実務上も確立した判断手法であ

るといえる。

すなわち、東京地方裁判所令和元年7月11日判決(平成30年(行ウ)第517号・判例秘書登載・自然確定)は、高血圧及び白内障等の症状を訴え、仮放免を求めた被収容者の事案について、「医師の所見等に照らせば、本件処分の当時、原告が、収容の継続に耐えることができず、外部の病院での緊急の手術や入院等の特別の治療を要するなど治療のために収容を解くことが医学的に見て必要かつ相当であるほどの重篤な病状にあったと認めることはできない。」として、当該被収容者の健康状態が収容に耐えられない状況にあったことを否定し、仮放免をしないとする処分における東日本センター所長の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということとはできない旨判示している。

また、東京地方裁判所令和元年10月24日判決(平成30年(行ウ)第476号ほか・判例秘書登載)も、膝部の痛み、心因反応及び胃炎・十二指腸潰瘍等の症状を訴え、仮放免を求めた被収容者の事案について、「原告は、本件拒否処分の当時、収容の継続に耐えることができず、外部の病院での緊急の手術や入院等の特別の治療を要するなど治療のために収容を解くことが医学的に見て必要かつ相当であるほどの病状にあったと認めることはできない。」として、当該被収容者の健康状態が収容に耐えられない状況にあったことを否定し、仮放免をしないとする処分における東日本センター所長の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということとはできない旨判示している(なお、同判決は、東京高裁令和元年(行コ)第314号同2年7月8日判決・公刊物未登載及び最高裁令和3年(行ツ)第57号及び同年(行ヒ)第69号同年4月8日第一小法廷決定・公刊物未登載により維持されている。)

エ また、一審原告らは、比例性の要件の検討において、欧州議会及び欧州連合理事会による指令を参照して、収容期間として許容される期間が原則

6 か月間であるとして、これを超えた収容は比例性を失っている旨主張する(一審原告控訴理由書39ないし41、59、73及び74ページ)。

しかし、我が国の退去強制手続における収容の期間を限定する法令上の定めはないし、欧州議会及び欧州連合理事会による指令に拘束されるべき法的根拠もない。

オ 以上によれば、前記アの一審原告らの主張は理由がない。

3 被収容者の健康状態が収容に耐えられないものであるか否かについて、庁内の診療結果に依拠して判断するのは当然であること

(1) 原判決は、本件各収容中における一審原告らの健康状態に係る事実認定に当たって、外部医師の診断ないし意見を殊更重視しているところ、このような原判決の判断が不合理であることは、一審被告控訴理由書(50ないし61ページ)で述べたとおりである。

(2)ア この点について、ふえん、補充すると、本件各収容時に一審原告らが訴えていた病状等については、庁内診療又は必要に応じて外部病院を受診させることにより対応が執られていたのであるから、一審原告らの健康状態が収容に耐えられない状態であるか否かについては、上記庁内の診療結果に依拠して判断するのが当然である。一審原告らが収容前に取得した外部の医師による診断書ないし意見書は、当該診療結果を補足する資料としての位置づけで参照されるべきものであり、仮放免の許否の判断が外部医師の診断ないし意見に拘束されるべき法的根拠はない。

イ(ア) また、本件において、外部の医師が作成した診断書ないし意見書のうち、取り分け^A診療所の^B医師(以下^B「医師」という。)が作成したもの(甲B3、甲B17及び甲C3)については、次の点に照らし、一定の見解ないし信念に根ざして作成されたものとの疑念があり、その内容の客観性、合理性等について特に慎重な検討を要するものといわざるを得ない。

(イ) すなわち、^B医師は、長年にわたって被收容者を支援する活動に従事してきた人物であり、「^C」と題する書籍を出版しているほか(乙A36)、「^D」という外国人收容所の実態や闇を映し出すとの意図で映画を自ら製作・撮影・編集したり(乙A37及び38)、名古屋出入国在留管理局において発生した被收容者の死亡事案に関して、「夢を持ち、光り輝く彼女を、入管は闇に葬った」と訴える内容の短編映画を製作するなど(乙A39)、退去強制手続における收容を批判する立場から、種々の活動を行っている。^B医師のこうした活動状況に鑑みれば、同医師が作成する診断書ないし意見書については、被收容者の收容を解くべきであるとの見解ないし信念に根ざして作成されたものであるとの疑念を差し挟まざるを得ないのであり、その客観性、合理性等については特に慎重な検討を要する。

実際、^B医師は、これまでも多数の被收容者について、その健康状態に係る診断書ないし意見書を作成しているところ、問診のみで、必要な検査を行うことなく、收容の適否に係る意見を述べることも見受けられる。例えば、前掲東京地方裁判所令和元年10月24日判決は、当該事案の被收容者の健康状態について「原告の膝部の状態が、收容に耐えられない程度にまで悪化していると認めることはできない。」と認定した上で、仮放免の求めに際して^B医師が作成した意見書について、その中に「原告が收容されてからは手術を受けた左膝のリハビリができないため、歩行が困難となっていること、左膝の痛みは強く、屈曲ができず、整形外科医の診察及びリハビリが必要である旨が記載されている。しかし、上記各意見書は、K医師(引用者注：^B医師のこと)が東日本センターで原告と面会し、原告を問診した結果によるものであり、原告について各種の検査等を実施した結果に基づくものではなく、原告の左

膝の状態について、整形外科に係る専門的知見に裏付けられたものとも認め難い。したがって、K医師の上記各意見書によって、上記認定が左右されるものとはいえない。」と判示しているところである。

なお、^B医師は、^A診療所のホームページにおいて、「呼吸器科中心に内科全般の診療しています。」と記載され、内科の担当として紹介されており、同診療所には心療内科の医師が2名在籍していること(乙A40)を指摘しておく。

(ウ) 以上のとおり、^B医師の診断書ないし意見書における上記領域にわたる内容の客観性、合理性等については、特に慎重な検討を要するといふべきである。

4 一審原告デニズ收容1及び2に国賠法上の違法性はないとした原判決の判断が正当であること

(1) 一審原告デニズの主張

一審原告デニズは、原判決が、一審原告デニズ收容1及び2について、收容を継続する合理性及び必要性が認められ、かつ、当該收容期間における一審原告デニズの健康状態が收容に耐えられない状況にあるとまでは認められない旨判示したこと(原判決53ないし57ページ)に対し、一審原告デニズ收容1及び2に合理性、必要性及び比例性がなく、恣意的であったとして、当該各收容が恣意的拘禁に当たり、自由権規約9条1項に違反する旨主張する(一審原告控訴理由書69ないし79ページ)。

そして、この点に関連して、一審原告デニズは、原審で現れた証拠関係では一審原告デニズが遵守事項違反に及んだという事実自体に疑いがある旨や、^E及び^F弁護士(以下「^F弁護士」という。)による身元保証によって一審原告デニズの逃亡等を防止し得た旨を主張し(同書面72及び73ページ)、一審原告デニズがした拒食及び自傷行為の経緯とその評価について種々主張する(同書面74ないし76ページ)。

ウ 一審原告デニズ收容1及び2に係る收容期間における一審原告デニズの健康状態を含む事実関係は、一審被告控訴理由書第4の3(1)及び(2)(35ないし38ページ)で述べたとおりであり、一審原告デニズの健康状態が收容に耐えられない状況にあったとは認められない。

この点に関連して、一審原告デニズは、拒食及び自傷行為の経緯とその評価について種々主張するが(一審原告控訴理由書74ないし76ページ)、仮放免を求めて官給食の拒食を行うこと自体、送還や收容を含む退去強制令書の執行を妨害する行為にほかならず、そのような行為に及ぶ者については、まずもって在留活動を禁止する必要性が高く、逃亡のおそれの蓋然性も高いと判断せざるを得ないし、一審原告デニズのように仮放免を許可することが適当とは認められない者が自損行為に及んだからといって直ちに仮放免すべきことになるものではなく、ましてや、一審原告デニズの自損行為は、軽微な傷害結果にとどまっていることからして、自死を企図した具体的な危険性のあるものか疑問を呈する余地もあったことは、一審被告控訴理由書第5の1(1)ア(イ)(51ページ)及び同イ(ウ)(54ページ)で述べたとおりである。

したがって、一審原告デニズの拒食及び自傷行為の経緯は、收容継続の相当性を左右するものでなく、一審原告デニズの上記主張は理由がない。

エ 以上によれば、前記(1)の一審原告デニズの主張は理由がなく、一審原告デニズ收容1及び2に国賠法上の違法性はないとした原判決の判断は正当である。

5 一審原告サファリ收容1及び2に国賠法上の違法性はないとした原判決の判断が正当であること

(1) 一審原告サファリの主張

一審原告サファリは、原判決が、一審原告サファリ收容1及び2について、收容を継続する合理性及び必要性が認められ、かつ、当該收容期間における

一審原告サファリの健康状態が収容に耐えられない状況にあるとまでは認められない旨判示したこと(原判決58ないし61ページ)に対し、一審原告サファリ収容1及び2に合理性、必要性及び比例性がなく、恣意的であったとして、当該各収容が恣意的拘禁に当たり、自由権規約9条1項に違反する旨主張する(一審原告控訴理由書52ないし68ページ)。

また、この点に関連して、一審原告サファリは、一審原告サファリ収容1の開始前の直近5年半にわたって逃亡せず、東京入管に出頭して仮放免の延長許可申請手続を行っていた事実を原判決が過小評価している旨を主張し(同書面53ページ)、一審原告サファリの庁内診療における診察ないし投薬の状況とその評価について種々主張する(同書面60ないし62、64ないし67ページ)。

(2) 一審被告の反論

ア しかし、前記(1)の原判決の判示は、一審原告サファリの10年以上の長期にわたる不法残留、その間、4年以上にわたって所在不明となった経緯、収容中の健康状態等を的確に評価したものであって、もとより正当である。イ(ア) ふえんすると、一審被告控訴理由書第5の1(2)ア(ア)(55ページ)で述べたとおり、一審原告サファリは、違反調査中に所在不明となったものであって、これは逃亡にほかならない。

(イ) この点に関連して、一審原告サファリは、逃亡のおそれを認めた原判決の判断について、一審原告サファリ収容1の開始前の5年半(平成22年12月から平成28年6月まで)に行われた仮放免延長申請手続を過小評価している(一審原告控訴理由書53ページ)、一審原告サファリの身柄を確保するためには2か月に一度の当該手続のための出頭をさせておくだけで必要十分であった(同書面58ページ)などと主張する。

しかし、一審原告サファリが当該手続を繰り返したのは、難民認定申請手続への影響を懸念したことによるものであって(一審原告控訴理由

書 5 4 ページ参照)、打算的な動機に基づくものにすぎず、我が国の入管法等の法令を遵守しようとする規範意識の現れとみることはできないのであるし、仮放免の延長許可申請手続を 2 か月一度に行っていたというだけでは、逃亡された場合にこれを 2 か月以内に察知し得るにすぎず、それ自体として何ら逃亡を抑止する手段となり得るものではないから、このような事情をもって一審原告サファリについて逃亡のおそれを否定することなどできるものではない。

したがって、一審原告サファリの上記主張は理由がない。

ウ(ア) また、一審原告サファリは、一審被告控訴理由書第 5 の 1 (2) ア(ア) (5 5 ページ) で述べたとおり、仮放免期間中に接客等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかったことで、一審原告サファリ収容 1 に至ったものである。

したがって、一審原告サファリにつき、違法な在留活動の禁止という目的のために収容することが必要不可欠であったとする原判決の評価(原判決 5 8 及び 5 9 ページ)は正当である。

(イ) この点に関連して、一審原告サファリは、当時住まわせてもらっていた中古タイヤ店で盗難が起きないか見張る程度のことを東京入管の職員に申告して無給で行っていたなどとして、違法な在留活動のおそれがあったとはいえない旨主張し(一審原告控訴理由書 5 6 ページ)、東京入管の職員が定期的に生活状況を確認すれば、違法な在留活動の防止として足りたなどと主張する(同書面 5 8 ページ)。

しかし、あたかも東京入管が一審原告サファリの不法就労を認めていたかのような上記主張は不合理というほかない。また、一審原告サファリは、無給であったことを根拠として、中古タイヤ店における「見張り」が不法就労には当たらない旨を主張するものと解されるところ、入管法にいう「報酬を受ける活動」とは、一定の役務の提供に対する対価を受

ける活動をいい、他人に雇用されて賃金を得て働く活動のほか、あらゆる労働、仕事の完成、事務処理等の対価として支払われる金銭・物品を受ける活動を含むのであり(坂中英徳ほか・出入国管理及び難民認定法逐条解説(改訂第4版)367及び543ページ)、実際に「無給」であったか否かの点をおくとしても、一審原告サファリは、上記中古タイヤ店の「見張り」をし、当該店舗に住まわせてもらい、食事等の物品の提供を受けていたというのであるから、当該各事実を客観的に見れば、当該店舗において役務の提供を行い、その対価を得ていたといえる。

そのため、一審原告サファリについては、当該店舗において不法就労活動を行っていたと評価すべきであるところ、原判決は、同事実に加えて、上記違反調査前の10年以上にわたる不法残留期間において不法に就労していたことをも考慮して上記評価を行ったものであり(原判決58及び59ページ)、当該不法就労の事情は、一審原告サファリの規範意識の低さを推認させ、当該事情のみをもってしても違法な在留活動の禁止の必要が基礎づけられるし、秘密裡に行う不法就労を入管職員による定期的な確認や声掛けをもって防ぐことができるとはいえない。

したがって、一審原告サファリの上記主張は理由がない。

エ(ア) そして、一審原告サファリ収容1及び2に係る収容期間における一審原告サファリの健康状態を含む事実関係は、一審被告控訴理由書第4の4(1)及び(2)(41ないし44ページ)で述べたとおりであり、同書面第5の1(2)イ(ア)(57ページ)で述べたとおり、一審原告サファリについては、一審原告サファリ収容1及び2において、その主訴等を踏まえ、庁内診療において精神科領域の症状に関するものを含めた薬剤の処方をするなどの対応を行っており、担当医から、一審原告サファリが収容に耐えられない旨の所見が示されたことはなかったのである。

(イ) 他方で、一審原告サファリは、一審原告サファリ収容1及び2の期間

中に拒食を行い、体重の顕著な減少や脱水も見られた。前記4(2)ウのとおり、仮放免を求めて官給食の拒食を行うことは、送還や收容を含む退去強制令書の執行を妨害する行為にほかならず、一審原告サファリのよ
うに仮放免を許可することが適当とは認められない者が拒食に及んだか
らといって直ちに仮放免すべきことになるものでないことは当然である。
しかし、一審被告控訴理由書第5の1(2)イ(ア)(57ページ)で述べたと
おり、現に摂食をせず、体重が顕著に減少するなどの事象がある中で収
容を継続すれば人命に関わることが危惧されたことから、東日本センタ
ー所長は、一審原告サファリにつき、仮放免を許可するに至ったもので
ある。

この点に関連して、一審原告サファリは、一審被告が短期間の身柄拘
束からの解放後に再び收容を実施し、これを繰り返すことによって、拒
食を繰り返しても無駄であるなどと知らしめることに、一審原告サファ
リ收容2の目的があった旨主張するが(一審原告控訴理由書63ページ)、
上記仮放免の経緯や原則收容主義を正解せずに、それ自体根拠のない推
論をするにすぎないものであって、当該主張に理由がないことは明らか
である。

オ 以上によれば、前記(1)の一審原告サファリの主張は理由がなく、一審原
告サファリ收容1及び2に国賠法上の違法性が認められないとした原判決
の判断は正当である。

第3 結語

以上のとおり、一審原告らの請求の一部を棄却した原判決は、その限りにお
いて正当であり、一審原告らの各控訴には理由がないから、いずれも速やかに
棄却されるべきである。

以 上